みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

ちば広域連合だより

発行／千葉県後期高齢者医療広域連合
所在／〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内
編集／総務課
電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085
URL https://www.kouiki-chiba.jp/

千葉県人口**6,273,675**人（令和7年1月1日現在）　被保険者数**990,970**人（令和7年1月31日現在）
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

第**38**号

新広域連合長就任あいさつ

千葉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　太田（おおた）　洋（ひろし）
（いすみ市長）

　このたび、広域連合長という重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。
　後期高齢者医療制度が大きく変化する中で、被保険者の皆様が安心して適切な医療等を受けられるよう、制度の健全で円滑な運営に努めてまいりますので、被保険者をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けられます。
以下の方法で医療機関等を受診してください（有効なものに限ります）。

お問い合わせ先　資格保険料課　☎043-308-6768

①マイナ保険証　②資格確認書　③紙の保険証（7月31日まで）

①マイナ保険証を利用する

　マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

受付方法　医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーに置き、本人確認等をすることで受診できます。

②資格確認書を提示する

受付方法　医療機関等の窓口で資格確認書を提示することで受診できます。

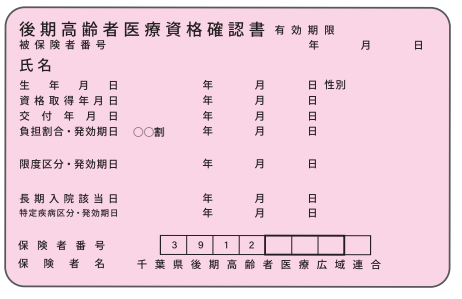

③紙の保険証を提示する（令和7年7月31日まで）

　令和7年3月の時点でお手元にある有効な健康保険証は令和7年7月31日まで使用できます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請方法は?

　利用登録の解除申請はお住まいの市（区）町村で受け付けます。申請方法等については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。
　利用登録を解除するとマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなくなりますので、お手元の紙の保険証または資格確認書をご使用ください。

資格確認書の交付申請方法は?

　マイナ保険証での受診が困難な場合（施設入所の方を含む）などは、マイナ保険証をお持ちの場合でも、申請により資格確認書を交付します。
　申請方法等については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

令和7年度の保険料のお知らせ

お問い合わせ先　資格保険料課　☎043-308-6768

保険料額決定通知書は お住まいの市(区)町村から 7月中旬に送付します

★令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の保険料額となります。
★年度の途中で新たに被保険者になったとき、または年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで計算します。

保険料率は 令和6年度と変更ありません

★保険料を決める基準である保険料率（「均等割額」と「所得割率」）は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。
★保険料は個人単位で決定します。

年間保険料額（限度額80万円）＝ **均等割額** 1人当たり 43,800円（被保険者全員が均等に負担します） ＋ **所得割額** 賦課のもととなる所得金額※×9.11%（被保険者の前年の所得に応じて負担します）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式･長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減措置が 一部変更になります

★後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。
★令和7年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。

◎軽減判定所得基準

令和6年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円＋（29.5万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2
2割軽減	43万円＋（54.5万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2

令和7年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円＋（30.5万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2
2割軽減	43万円＋（56万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2

◎令和7年度軽減判定所得基準

軽減判定所得※1基準　（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計）	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2以下の場合	7割軽減	13,140円／年
43万円＋（30.5万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2以下の場合	5割軽減	21,900円／年
43万円＋（56万円×世帯内の被保険者数）＋10万円×（給与･年金所得者の数－1）※2以下の場合	2割軽減	35,040円／年

※1　●均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。
●専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
●65歳以上（1月1日時点）の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
●軽減判定の基準日は毎年4月1日です。（年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。）

※2　世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
①給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。
②65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入が125万円を超える。
③65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です　軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先　給付管理課　☎043-216-5013

令和5年8月1日～令和6年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和７年４月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合は支給申請の案内が届かないことがあります。
●対象期間に千葉県外から転入した　●他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した
※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの市(区)町村にお問い合わせください

年に1回健康診査を受けましょう!

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

広域連合お問い合わせ先　**給付管理課**　☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査（約1万円分）と、令和7年度に76歳になられる方の歯科口腔健康診査（約4千円分）を、**県内全ての市町村**にて**年1回無料**（健康診査後の治療費は有料）で実施しています。

健康診査

健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。

実施医療機関　市町村ごとに異なります

実施期間　市町村ごとに異なります

歯科口腔（こうくう）健康診査

令和7年度に76歳になられる方に歯科口腔健康診査を実施しています。歯や**飲み込む力**などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。

対象者　昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方

実施医療機関　千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

実施期間　令和7年6月1日（日）～12月28日（日）

交通事故などにあったとき

お問い合わせ先　**お住まいの市(区)町村**

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者（相手）側が過失割合に応じて負担するのが原則ですが、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険給付を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者（相手）側に請求します。

届け出が必要な場合の主な例

自動車（自転車）等による交通事故で受けたケガ

他人が飼っている動物によって受けたケガ

暴力行為により受けたケガ

令和7年度から医療費通知の発送回数が2回になります

お問い合わせ先　**給付管理課**　☎043-216-5013

広域連合では、保険診療で医療機関を受診した方を対象に、医療費通知をお届けしています。
令和6年度までは3回に分けてお届けしていましたが、令和7年度より2回に変更となります。

<変更前>

診療月	発送月
前年11月･12月	6月上旬頃
1月から5月まで	10月上旬頃
6月から10月まで	翌年2月上旬頃

<変更後>

診療月	発送月
前年11月･12月	6月上旬頃
1月から10月まで	翌年2月上旬頃

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう

お問い合わせ先　**給付管理課**　☎043-216-5013

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質･有効性･安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造･販売されております。
- ジェネリック医薬品があるお薬について、自ら先発医薬品を希望した場合、特別の料金がかかります。（医療上の必要がある場合や薬局に在庫がない場合などは特別の料金はかかりません。）

「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください
（調剤薬局の在庫状況等により、処方が受けられない場合があります）

令和7年度(2025年度)の予算の概要

お問い合わせ先　総務課　☎043-216-5011

広域連合の会計は、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

令和7年度の予算額は、特別会計8,168億3,519万円、一般会計34億4,237万円で、令和6年度と比べて特別会計で5%の増加、一般会計で3%増加しました。

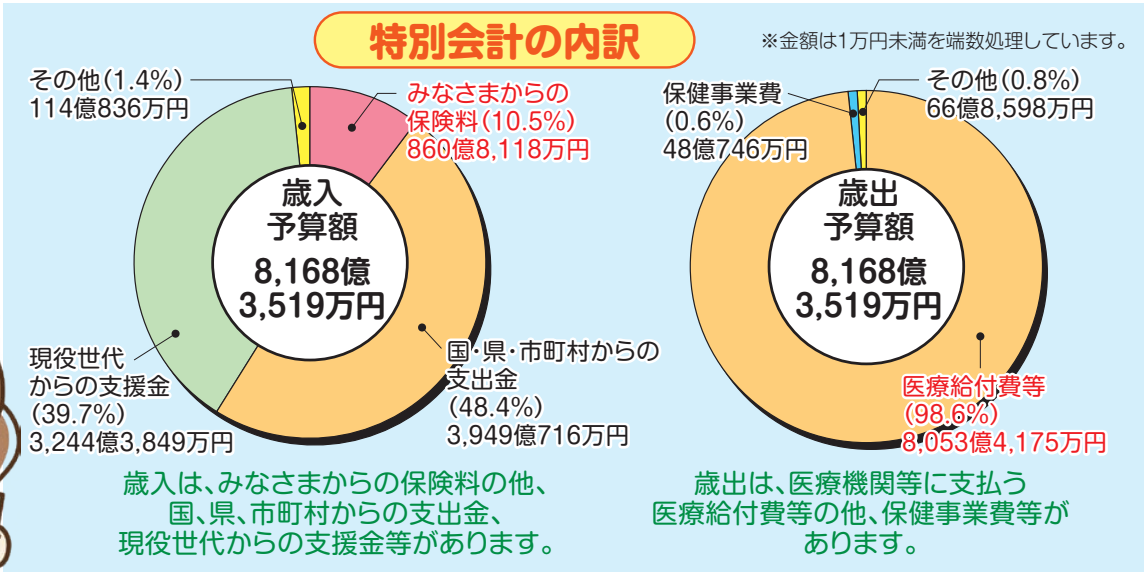

令和7年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先　議会事務局　☎043-216-5011

令和7年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、1月30日に開催されました。
定例会では、令和7年度一般・特別会計予算などを審議したほか、5人の議員が登壇し、一般質問を行いました。

第1回定例会の議案と議決結果

（会議録は、後日ホームページに掲載予定です。）

■議案第1号	職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決
■議案第2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	多数可決
■議案第3号	令和6年度一般会計補正予算（第2号）	全会可決
■議案第4号	令和6年度特別会計補正予算（第2号）	全会可決
■議案第5号	令和7年度一般会計予算	多数可決
■議案第6号	令和7年度特別会計予算	多数可決
■議案第7号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会可決

（議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略）

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿（議員定数54人）（令和7年1月30日第1回定例会　現在）　敬称略

市町村名	議員名
旭市	島田　恒
我孫子市	内田　美恵子
いすみ市	半場　新一
市川市	増田　好秀
一宮町	烝場　博敏
市原市	伊佐　和子
印西市	金丸　和史
浦安市	斉藤　哲
大網白里市	田辺　正弘
大多喜町	（欠員）
御宿町	石井　芳清
柏市	佐藤　浩
勝浦市	松﨑　栄二
香取市	久保木　清司
鎌ケ谷市	泉川　洋二
鴨川市	福原　三枝子
木更津市	渡辺　厚子
君津市	奈良輪　政五
○鋸南町	青木　悦子
九十九里町	鑓田　貴俊
神崎町	石橋　伸一
栄町	大野　博
佐倉市	山本　英司
山武市	石川　和久
酒々井町	白井　則邦
芝山町	坂井　慶子
白子町	大多和　正夫
白井市	荒井　靖行
匝瑳市	石田　加代
袖ケ浦市	山口　進
多古町	髙坂　恭子
館山市	秋山　光章
千葉市	麻生　紀雄
銚子市	広野　恭代
長生村	石井　俊雄
長南町	加藤　喜男
東金市	伊藤　博幸
東庄町	桜井　荘一
富里市	荒野　峰之
長柄町	古坂　勇人
流山市	渡辺　仁二
習志野市	佐野　正人
成田市	神﨑　利一
野田市	古橋　敏夫
富津市	平野　英男
◎船橋市	渡辺　賢次
松戸市	岩瀬　麻理
南房総市	阿部　美津江
睦沢町	島貫　孝
茂原市	金坂　道人
八街市	栗林　澄恵
八千代市	立川　清英
横芝光町	川島　富士子
四街道市	大谷　満子

※市町村名は五十音順
◎は議長　○は副議長

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、県内54市町村の議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃や、予算案などの審議・議決を行う機関です。

今後の広域連合だよりの郵送について

年2回発行している「ちば広域連合だより」の3月発行分は、これまで全被保険者世帯に郵送していましたが、昨今の郵送料の値上がり等に鑑み、令和8年3月発行分から郵送を行わず、市(区)町村窓口等により配布することといたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

資格確認書における電子公印の印刷誤りについて

令和7年1月9日までに印刷した資格確認書において、「千葉県後期高齢者医療広域連合之印」の電子公印の印刷を誤って「千葉県後期高齢者医療広域連合長之印」の電子公印が印刷された資格確認書を交付いたしました。

なお、電子公印以外の記載内容に誤りはないことから、医療機関等での使用に影響はなく、そのまま使用いただけます。

今後は確認作業をこれまで以上に徹底し再発防止に努めます。

お問い合わせ　千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

ホームページ

本紙、広域連合の運営について	保険料、資格等について	保険給付、保健事業について	議会について
総務課　☎043-216-5011	資格保険料課　☎043-308-6768	給付管理課　☎043-216-5013	議会事務局　☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)　各課共通FAX 043-206-0085　電話番号のかけ間違いにご注意ください。